

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定により公告します。

令和 7 年 4 月 7 日

三木町長 伊藤 良春



当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて意義のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、意義を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：中自治会

区域：三木町大字田中中北、中東、中西集落全域

主たる事務所の所在地：三木町大字田中 1246 番地 2

2 不動産に関する事項

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	138.00 m ²	木田郡三木町大字田中宇松ノ木 1246 番 2

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 別紙のとおり

住 所 別紙のとおり

3 公告期間（異議を述べることができる期間）

令和 7 年 4 月 7 日から令和 7 年 7 月 11 日まで

4 意義を述べる方法

三木町長に対し、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

5 申出書等提出先

三木町役場 地域活性課

香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

No.	住所	氏名	持ち分
1	木田郡三木町大字田中190番戸	戸井小市	(持分26分の1)
2	木田郡三木町大字田中1254番地の1	横山孫市	(持分26分の1)
3	木田郡三木町大字田中1450番地の1	横山六平	(持分26分の1)
4	木田郡三木町大字田中173番戸	多田清平	(持分26分の1)
5	木田郡三木町大字田中1398番地	山中竹一	(持分26分の1)
6	木田郡三木町大字田中1189番地	川北友之	(持分26分の1)
7	木田郡三木町大字田中1392番地	森理太郎	(持分26分の1)
8	木田郡三木町大字田中1190番地	溝渕ムメ	(持分26分の1)
9	木田郡三木町大字田中1233番地	多田宇太郎	(持分26分の1)
10	木田郡三木町大字田中2781番地	多田與市	(持分26分の1)
11	木田郡三木町大字田中208番戸	溝渕喜五郎	(持分26分の1)
12	木田郡三木町大字田中1526番地	市田佐市	(持分26分の1)
13	木田郡三木町大字田中185番戸	泉庄次郎	(持分26分の1)
14	木田郡三木町大字田中1253番地	上枝小八	(持分26分の1)
15	木田郡三木町大字田中1264番地	松田澤助	(持分26分の1)
16	木田郡三木町大字田中1262番地	森山秋次	(持分26分の1)
17	木田郡三木町大字田中1350番地の1	松田忠義	(持分26分の1)
18	木田郡三木町大字田中1111番地の1	松本忠市	(持分26分の1)
19	木田郡三木町大字田中1190番地	松本多三郎	(持分26分の1)
20	木田郡三木町大字田中192番戸	松本儀平	(持分26分の1)
21	木田郡三木町大字田中185番戸	泉藤市	(持分26分の1)
22	木田郡三木町大字田中240番戸	山中仲次	(持分26分の1)
23	木田郡三木町大字田中口186番戸	森境	(持分26分の1)
24	木田郡三木町大字田中1261番地の1	川田イク	(持分26分の1)
25	木田郡三木町大字田中1189番地の2	溝渕佐平	(持分26分の1)
26	木田郡三木町大字田中1188番地	三田春次	(持分26分の1)